遡及調整書【標準報酬月額及び標準期末手当等】

標準報酬月額及び標準期末手当等の遡及訂正により、前月以前の掛金・負担金の過不足を遡及して調整する際に提出してください。<u>遡及にかかる調整期間の時効は、掛金（2 年）・負担金（10 年）</u>です。

掛金：〔X年 12 月報告分には〈X－2〉年 12 月分まで遡及調整可能です。〕

負担金：〔X年 12 月報告分には〈X－10〉年 12 月分まで遡及調整可能です。〕

この調整書で求められた過不足額は、標準報酬月額に関する月例報告書又は標準期末手当等に関する月例報告書の遡及分欄に記入のうえ、掛金･負担金の過不足を調整してください。

※標準報酬制導入前の期間を遡って調整する際は、旧様式を使用してください。

※標準報酬月額や標準期末手当等の金額を遡及調整する場合は､【掛－16】の各種届もご提出ください。

標準報酬月額に係る遡及調整書（報告書）
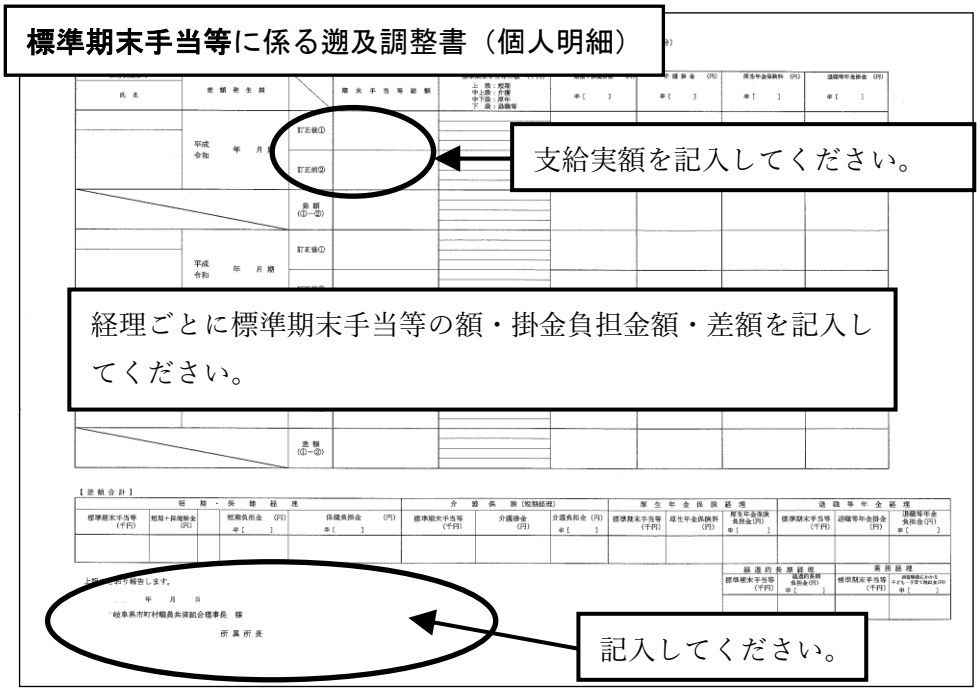
標準期末手当等に係る遡及調整書（個人明細）